

□ 案件概要

建築基準法第51条ただし書の規定による許可をするに当たり、その敷地の位置について府都市計画審議会に付議するものである。

施設名称	位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設	綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字西ノ山30番4	約1,918㎡	[処理施設の処理能力] 破砕施設（新設） ・木くず 64.79 t/日

□ 理由

宇治田原町の用途地域の未指定地域において、木くずの破砕を行う産業廃棄物処理施設を新設するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定により許可をしようとするものである。

□ 位置図

